

南部町文化・スポーツ合宿補助金交付要綱

令和2年3月25日
南部町教育委員会要綱第3号

(趣旨)

第1条 本町における文化・スポーツ合宿の誘致を推進するため、町内で文化・スポーツ合宿を実施する就学者等で構成された団体（以下「合宿団体」という。）に対し、南部町文化・スポーツ合宿補助金を交付するものとし、その交付については、南部町補助金等の交付に関する規則（平成18年規則第51号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、町内外に所在する文化・スポーツ競技力向上又は町内団体等との交流や選抜選手による強化を目的とする合宿団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 団体の構成員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校の児童、生徒及び学生並びに監督、指導者及びマネージャーとする。
- (2) 町内の文化施設、スポーツ施設、町内での活動及び町内の本事業の指定する宿泊施設に宿泊するものであること。
- (3) 活動は町内に限るものとし、1回の合宿における人数は原則10名以上であること。ただし、公式試合及びイベント等に参加出場する目的だけの場合は認めない。
- (4) 国、県又は他の地方公共団体等から合宿助成を受けていないこと。

(複数年度にわたる合宿の補助金対象年度)

第3条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助金対象年度は、合宿の最終宿泊日の属する年度とする。

2 前条第2号に規定する宿泊数は、合宿の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、次の各号により算定したものとする。

- (1) 宿泊に伴う補助金の額は、合宿に参加し宿泊した延べ人数に1,500円を乗じた額又は宿泊に要する額のいずれか低い額とする。ただし、1合宿団体単年度当たり15万円を限度とする。
- (2) 宿泊に要する額は、宿泊費、宿泊施設使用料及び宿泊用具等使用料とする。
- (3) 文化・スポーツ施設利用料金に対する補助金の額は、1時間当たり1,500円とする。ただし、1合宿団体単年度当たり3万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする合宿団体は、南部町文化・スポーツ合宿補助金交付申請書（様式第1号）を合宿開始日の30日前までに、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の額を決定するものとする。

2 補助金の交付決定通知は、南部町文化・スポーツ合宿補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(補助金の変更・中止)

第7条 補助金の交付の決定を受けた合宿団体が第5条の申請内容を変更・中止しようとするときは、南部町文化・スポーツ合宿補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた合宿団体は、南部町文化・スポーツ合宿補助金実績報告書(様式第4号)を合宿終了後15日以内に、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は前条の規定による実績報告の提出を受けた場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南部町文化・スポーツ合宿補助金交付額確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求は、南部町文化・スポーツ合宿補助金請求書(様式第6号)の提出により行うものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、合宿団体が、偽りその他の不正行為により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。